

(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	復旧治山事業(通常)	事業箇所	大月市	賑岡町	岩殿	地区名	岩殿山(いわどのさん)	事業主体	山梨県
(1)事業概要					(3)事業の妥当性評価				
①課題・背景					①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)				
本計画箇所は、大月市賑岡町ゆりヶ丘地区を流れる一級河川葛野川の右支流に位置している。平成29年8月8日の台風5号の集中豪雨により山腹崩壊が発生し、今後拡大崩落により賑岡町ゆりヶ丘地区及び国道に被害を及ぼす恐れが高いため、早急に崩落地の復旧対策を実施し、保全対象の保護を図る必要がある。					・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当。				
					②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)				
②整備目標・効果					③経済妥当性				
□主要目標 ○土石流被害の防止 保全対象 人家 15戸 国道 100m 土砂整備率 (現況)0 % < 70% ※ 災害実績 有 (平成29年度8月8日 台風第5号) ※ 重要公共施設 有 (第二次緊急輸送道路 国道139号線) ※					費用便益費 便益(B) / 費用(C) = 2.51 > 1.0 ・便益(B) = 259 百万円 ・費用(C) = 103 百万円				
□副次目標					④事業実施・規模の妥当性				
					・流域内は山腹崩壊が発生し不安定土砂が堆積しており、下流へ流出する恐れがある。なお、砂防ダムの計画はない。				
□副次効果					⑤整備手法の有効性				
○被害時の被害波及の防止(第二次緊急輸送道路 国道139号線)					⑥環境負荷への配慮				
					⑦事業計画の熟度				
					・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効。				
					・切土法面は緑化し、裸地を残さない。 ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する。				
					・地元大月市より強い要望あり。				
					<妥当性評価> ・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断。				
					(4)事業間優先度評価 ・貢献度ランク: a 副次効果ランク: 1 優先度評価: SI				
(2)整備内容と整備量					(5)総合評価				
①整備内容					・(3)及び(4)の結果から「最優先」に実施。				
②整備期間									
③総事業費									
④全体計画					【事業位置図等】				
⑤規整備内容・期間・事業費									